

4月から

障がいのある人のための 相談支援体制が変わりました！



障がいのある人やその家族が、日常生活の中で困ったことや悩みがあるとき、気軽に相談できる窓口があることを知っていますか？

これまでは、障がい者総合相談支援センター「e-ふらっと」で相談を受けてきましたが、4月1日からは「障がい者相談支援センター」と「基幹相談支援センター」の2カ所で受け付けています。



ルビつきは
▲こちらから▲

問い合わせ先：障がい福祉課 (☎ 33-3131 内線 1332)

まずはこちらへ相談

障がい者相談支援センター

市役所障がい福祉課内

☎33-3131 内線1332、1333
ファクス:33-1155



- ・障がいのある人やその家族からの日常的な相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います
- ・関係機関との連絡調整などを行います
- ・就労に関する相談・支援に対応します



くわしくは
▲こちらから▲

↑どちらでも相談できます↓

- ・福祉サービスの利用方法がわからない
- ・生活上の困りごとや悩みがある
- ・仕事や学校のことで相談したい
- ・障がいのことで心配なことがある
- ・障がい者虐待のことで相談したい

安心して相談してください！

- ・相談は無料です
- ・秘密は守られます
- ・電話・来所・訪問・メールで相談できます
- ・専門のスタッフが相談に対応しています
(相談支援専門員、保健師、看護師、精神保健福祉士など)

- ・障がいのある人やその家族からの日常的な相談のほか、経済困窮や家族関係などの複数の悩み事が絡み合ったケースなどの相談にも応じます
- ・恵庭市障がい者地域自立支援協議会を運営し、地域全体で障がい者を支える「地域づくり」の役割を担います
- ・一般住宅への入居が困難な障がい者などへの対応、入院・入所者の地域生活への移行を進める取り組みを行います



くわしくは
▲こちらから▲



恵み野駅・島松駅から
無料送迎バスがあります

より専門的な相談は……

島松病院敷地内あすなろ棟101号室

(西島松570番地)

☎25-8666、ファクス:25-8699

基幹相談支援センター

受託事業者：医療法人盟侑会